

事業主 社長 伏見武靜
資本金 三千円迄

事業 新聞紙ノ發行
企業系統 ナシ

使用労働者 男七名

三労働者側
爭議参加者 六名

同上中組合ニ加入セルモノ ナシ
四爭議発生ノ時 四月二十日

五爭議発生ノ原因
業務不振ノ為メ本年二月分ノ賃金不拂ヲ生シタルニ因ル

六要求事項
別紙寫ノ通り

(1) 労働者側

平素従業員ハ事業主自定ニ階ヲ設定トセル關係上同所ヲ爭
議團本部ニ當テ飽ク迄要求貫徹ヲ期スヘク結束籠城セリ

(2) 事業主側

事業主ノ會見ニヨリテハ解決至難ト認め大森支局長茅野朗
ヲシテ交渉セシムルヘク奔走中

右及申(通)報候也

別記 要求書寫

- 一 不肖解雇絶對反對
- 一 未拂賃金即時支給
- 一 給料支拂日を確立せよ(但し月事トす)
- 一 解雇の場合二週間以前に申渡す事
- 一 慰労給料を三十五日トせよ
- 一 工場賃金七名を以て定算トせよ